

千葉県特定非営利活動促進法施行条例施行規則及び千葉県指定特定非営利活動法人の指定の基準、手続等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年6月20日

千葉市長 熊谷俊人

千葉市規則第41号

千葉県特定非営利活動促進法施行条例施行規則及び千葉県指定特定非営利活動法人の指定の基準、手続等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

(千葉県特定非営利活動促進法施行条例施行規則の一部改正)

第1条 千葉県特定非営利活動促進法施行条例施行規則(平成24年千葉市規則第30号)の一部を次のように改正する。

第28条中「日本工業規格に定める」を「日本産業規格」に改める。

(千葉県指定特定非営利活動法人の指定の基準、手続等に関する条例施行規則の一部改正)

第2条 千葉県指定特定非営利活動法人の指定の基準、手続等に関する条例施行規則(平成26年千葉市規則第23号)の一部を次のように改正する。

第38条中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

附 則

この規則は、令和元年7月1日から施行する。